

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	個人住民税関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山口市は、個人住民税関係事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講ずることにより、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山口市長

公表日

令和3年7月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税関係事務
②事務の概要	<p>山口市における個人住民税関係事務は、以下の「個人住民税賦課関連業務【市民税課】」、「個人住民税収納関連業務【収納課管理担当】」、「個人住民税滞納整理関連業務【収納課収納担当】」に分かれ事務を行っている。</p> <p>【概要】</p> <p>①地方税法に基づき、納税義務者から提出された申告情報、給与支払者・年金保険者から提出された支払報告書を元に市民税額を計算し賦課し、収納する。 ②納税義務者からの申請に基づき、市民税情報から課税証明書・所得証明書を発行する。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>1. 個人住民税賦課関連業務【市民税課】</p> <p>①納税義務者・給与支払者・年金保険者・他自治体等から課税資料及び申告情報を取得する。 ②取得した課税資料の一部を委託業者に提供し、電子データ化する。 ③各種課税資料及び申告情報・②で作成した電子データを個人市民税システムに取り込む。 ④賦課に必要な情報（生活保護等）を照会し取得する（対象者が市内在住の場合は宛名システム経由、市外在住の場合は中間サーバー経由）。 ⑤住民登録が無い場合の情報を住基ネット経由で取得する。 ⑥賦課情報を作成する。 ⑦他自治体の資料については当該自治体へ回送する。 ⑧税額通知・納税通知書作成の委託先に賦課情報を提供する。 ⑨課税決定者・年金保険者・各給与支払者へ税額を通知する。 ⑩作成された賦課情報を中間サーバーに登録する（提供）。 ⑪作成された賦課情報を庁内他課へ移転する。 ⑫賦課情報に基づき、申請に応じて課税・非課税・所得証明書を発行する。</p> <p>2. 個人住民税収納管理関連業務【収納課管理担当】</p> <p>①個人住民税の徴収管理：所得等に応じて賦課された個人住民税の徴収管理事務を行う。 ②過誤納金に関する業務 ③督促に関する業務</p> <p>3. 個人住民税滞納整理関連業務【収納課収納担当】</p> <p>①個人住民税の滞納整理に関する業務 所得等に応じて賦課された個人住民税を滞納している個人及び法人（以下「滞納者」という）に対し、納税折衝、催告、調査、滞納処分等を行う。</p> <p>なお、上記の事務に関して、番号法別表第二に基づき、各情報保有機関と中間サーバー及び情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	総合行政（市県民税・収納消込・滞納整理・申告支援）システム、国税連携支援システム、eLTAXシステム、課税資料ファイリングシステム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税情報ファイル、収納消込情報ファイル、滞納整理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の16の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項) (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二27の項	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	山口市総務部市民税課、収納課	
②所属長の役職名	市民税課長、収納課長	
6. 他の評価実施機関		
—		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	山口市総合政策部広報広聴課市民相談室 〒753-8650 山口県山口市亀山町2番1号 電話 083-934-2886	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	山口市総務部市民税課、収納課 〒753-8650 山口県山口市亀山町2番1号 電話 市民税課 083-934-2734 収納課 083-934-2739	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月1日	I 関連情報_5. 評価実施機関における担当部署_②所属長	市民税課長 山根 賢司、収納課長 山崎 輝彦	市民税課長 山根 賢司、収納課長 濱田 和昌	事後	
平成31年3月29日	I 関連情報_5. 評価実施機関における担当部署_②所属長	市民税課長 山根 賢司、収納課長 濱田 和昌	市民税課長、収納課長	事後	
平成31年3月29日	II しきい値判断_1. 対象人数_いつの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成31年2月1日 時点	事後	
平成31年3月29日	II しきい値判断_2. 取扱者数_いつの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成31年2月1日 時点	事後	
平成31年3月29日	IV リスク対策	<新規>	評価書のとおり	事後	
令和3年7月31日	I 関連情報_4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携_②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第二27の項	(情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項) (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二27の項	事後	
令和3年7月31日	II しきい値判断_1. 対象人数_いつの時点の計数か	平成31年2月1日 時点	令和3年7月1日 時点	事後	
令和3年7月30日	II しきい値判断_2. 取扱者数_いつの時点の計数か	平成31年2月1日 時点	令和3年7月1日 時点	事後	